

# 第六回国会 大蔵委員会議録 第十七号

((1)(1)(1))

昭和二十四年十一月二十五日(金曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 川野芳滿君

理事大上 司君 理事北澤直吉君

理事小峯 柳多君 理事小山長規君

理事島村 一郎君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事林百郎君

理事内藤 友明君

江田斗米吉君 岡野清豪君

佐久間徹君 高間松吉君

塚田十一郎君 菊地英俊君

中野武雄君 西村直己君

三宅則義君 田中誠之進君

中崎敏君 松尾トシ子君

橋本金一君 宮腰喜助君

河田賢治君 深澤義守君

出席政府委員 農林大臣 森幸太郎君

(主計局法規課長) 佐藤一郎君

(銀行局長) 愛知揆一君

(大蔵事務官) 佐藤一郎君

厚生事務官 岡崎豊君

林野庁長官 三浦辰雄君

通商産業事務官 寺門英君

専門員 黒田久太君

専門員 植木文也君

本日の会議に付した事件  
旧軍関係債権の処理に関する法律案  
(内閣提出第一七号)

新炭需給調整特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第三一号)

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第四八号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

復興金融金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一號)

復興金融金庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

復興金融金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第五條第一項中「十三億円」を「十

八億円」に改める。

第十七條の次に次の一條を加え

る。

(役職員の給与)

第十七條の二 公庫の役員及び職員は、一般職の国家公務員としての

給與を受ける。但し、総裁は、公

庫の役員及び職員に対して、その

俸給額の百分の十に相当する金

額をこえない範囲内において、大

蔵大臣の承認を受けて、特別手当

を支給することができる。

第二十二條の次に次の一條を加え

る。

(借入金)

第二十二條の二 公庫は、大蔵大臣

の認可を受けて、公庫の予算に定

めた法律案、復興金融金庫法の一部を改正す

る法律案、復興金融金庫に対する政府

出資等に関する法律の一部を改正する

法律案、及び大蔵省預金部特別会計外

特別会計の昭和二十四年度における

歳入不足補てんのための一般会計から

する繰入金に関する法律の一部を改正

する法律案の四案を一括議題として、

第二十三條中「大蔵省預金部」の下に「若しくは銀行」を加え、「預け入れ」を「預け入れ、若しくは郵便貯金」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

復興金融金庫に対する政府出資等に

関する法律(昭和二十四年法律第百

十四号)の一部を次のよう改正す

る。

復興金融金庫の回収金の国庫納付

復興金融金庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

第三條中「千四百四十五億」を「千

二百億円」に改め、同條に次の但書

を加える。

但し、復興金融金庫が復興金融

庫に対する政府出資等に関する法律

(昭和二十四年法律第百二十四号)第三

條の規定により回収金を國庫に納付

した場合には、復興金融金庫は、當

該回収金を納付した年度の末日にお

いて、その納付した金額(当該金額

に一億円未満の金額があるときは、

その金額を切り捨てた金額)に相当

する金額の減資を行ふものとする。

第四條第一項中「千四百五十億円」

を「復興金融金庫の資本金の全額」に改める。

この法律は、復興金融金庫の昭和

二十四年度の決算の時から施行す

る。

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

この法律は、公布の日から施行す

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○水田政府委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。国民金融公庫は、一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な国民大眾に対して、その生活の再建をはかるために必要な資金を供給するため、本年六月発足いたした次第であります。現在までに生業資金三億五千万円、更生資金二億二千万円の貸付を行い、銳意その目的の完遂に努力して來たのであります。が、何分にもその資金量が不十分でありますので、この種の資金需要に対して十分応じがたい事情にあつたのであります。従いまして今般国民金融公庫の資金量を拡充し、国民大眾の生活再建のための緊急な小口

事業資金の円滑な供給をはかりたいとおきましては、国民金融公庫の出資金として五億円、更生資金貸付金として二億円を予定し、御審議を願うことにあります。また本年度補正予算になつたのであります。

この法律の改正によりますと、昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案について、昭和二十四年十一月二十五日付の御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○林(百)委員 旧軍関係債権の処理に關する具体的な事例ですが、中島飛行機が昭和二十年の四月に第一軍需工場に指定され、八月敗戦と同時に工場が解散されたが、この五箇月間に同工廠が消費した経費がわかりますか。これが会計検査院の報告には出ているのでですが……。

○寺門説明員 ただいま資料の持合せがございませんので、後ほど調べてお答えいたします。

○林(百)委員 私の方はそういうふうに具体的な、たとえば会計検査院の報告によりますと、中島飛行機が昭和二十年度の臨時軍事費のうちから、四月第一軍需工場に指定され、八月解散するまでに二十九億幾らの経費を消費いたしておりますが、一体これはどう処理されておりますか。このうち、このたびの旧軍関係の債権として幾ら残つておるか。そういう具体的なことについて聞きたいのです。全部やつていれば限りがないと思いますが、特に大きいから聞いていけるのです。こういう具體的な内容を聞きたいのですが、今手元にないですか。

○寺門説明員 ございません。

○林(百)委員 現在債権として持つておりますものは、退職手当の四百六十万円と、前拂金の千四百余万円、これだけが残つております。

○寺門説明員 退職手当を支拂い過ぎですか。

○林(百)委員 退職手当を支拂い過ぎたといふわけで、会社に負担させた方が四百六十余万円であります。

○寺門説明員 その退職金を拂い過ぎたというのは、具体的にどういうよう

に拂い過ぎたのですか。

○寺門説明員 高級職員に少し多く支拂い過ぎたということになります。

○林(百)委員 それではちつとも答弁にならない。高級職員に幾ら拂い過ぎたかということを聞いている。私の方

の調査によりますと、勤続七、八年の者は、おおむね本俸の五十箇月以上の退職金をもらつておるというような会

計検査院の報告もあるのだが、一体あなたの方はどうなつておるか。これを聞いてみたい。さらにそのうち退職金

として拂つたものが幾らで、そのうち幾らを債権として確定しようとしているか。これも聞きたい。

○寺門説明員 支給総額三千五百九十四万五千八百四十二円であります。

○林(百)委員 そのうち会社負担分は七百三十四万五千八百四十五箇月としますと、一千四百二十万五千三百十三円になります。差引いたしまして、たゞいま返納手続をとつておりますのは、四百六十二万四百二十五円といふことです。それで月俸の十五箇月としますと、二千四百二万五千三百十三円になります。

○寺門説明員 これは私どもただいま

つてしまつたわけだが……。そうすると十五箇月分はそうだが、実際高級職員に対しても何箇月分拂われたのですか。

○林(百)委員 これは私どもただいま

回収に関しましては、今おつしやいました旧職員一般に支給いたしました過誤拂いの件については関係ありません。

○寺門説明員 話が中島飛行機にもどります。それがございませんか。

○林(百)委員 これは私どもただいま

誤拂いの一部は、確かにこの未回収の中には含んでおりますが、その総額が幾らになつておるかということにつきましては、今のところその数字は十分

申上げることができません。

○岡崎説明員 この旧債権の中で説明申しました過誤拂いと申しますのは、

戦時留守宅送金、留守宅渡しのごとき給與金におきまして、過拂いのありました分に対する未回収であります。

○林(百)委員 これは会計検査院の報告にもあるのですが、政府軍の直轄部隊では、解散手当のほかに三箇月以内を、さらに六箇月分も支給し

けれども、政府軍直轄部隊はこの三箇月以内を、さらに六箇月分も支給しています。従つて八百七万円の過剰支拂いが

生じている。その後隸下部隊に回収を命じたが、回収し得たものはわずかに二百何万円かで、あと六百万円が政府

軍直轄部隊だけでもまだ回収できないことがあります。そのうちで会社で負担さ

れたものが七百三十四万五百四十二円になります。それで月俸の十五箇月分として計算してみますと二千四百二万五千三百十三円になりますから、支給総額の三

千五百九十八万余円から差引きました四百六十二万四百二十五円といふものを富士産業から返還させるということになつております。

○寺門説明員 話が中島飛行機にもどります。それで月俸の十五箇月としますと、一千四百二十万五千三百十三円になります。

○林(百)委員 これは私どもただいま

回収に関しましては、今おつしやいました旧職員一般に支給いたしました過誤拂いの件については関係ありません。

○寺門説明員 これは私どもただいま

誤拂いの一部は、確かにこの未回収の中には含んでおりますが、その総額が幾らになつておるかということにつきましては、今のところその数字は十分

申上げることができません。

○岡崎説明員 しそうがなから、こ

ういう聞き方をしましようか。一体あなたの方の見込みで、この旧債権を

幾らと見ておられますか。この法案によつて処理されると考へておる旧軍関係の債権は幾らで、その内訳はたとえば

こういう軍人に對す過拂いが幾ら、各会社に対する物資の支拂いについての債権が幾ら、その内訳があつたらます

お聞きしますよろ。

○佐藤(一)政府委員 ただいまの内訳は、お手元に配つてあるかと思いま

す。お手元に債務者別、債権者別といふ調べが行つてあるかと思います。そ

こにございますように、十六億円でござ

ざいます。十六億円の内訳はお手元に配つてあるかと思います。

○林(百)委員 そろすると大きく分けた、軍人、高級将校、軍属のもの、軍需会社関係のもの、そのほかのものと分けて、大体この十六億が幾らになるか。それをひとつ説明してください。

○佐藤(一)政府委員 それは差上げた表に出ているはずでございます。旧軍関係債権未回収額調べというものがござります。

○林(百)委員 そうするとこの中で、高級将校、軍人関係のものはどうなんですか。

○佐藤(一)政府委員 そこの上の欄にござしますように、過誤拂いとなつております分がございまして、八千六百八十六万四千円といふものが載つております。

○林(百)委員 それから今言つたような会社関係の職員などに過拂いしたものが、こういふのは特別經理会社あるいは清算会社、こういう項目の中にそれが全部含めているのですか。物資に関する債権のほかに職員の過拂いとか……。

○佐藤(一)政府委員 当然含まれております。

○林(百)委員 そうすると会社関係で一番軍債権の多いのは具体的に言うとどこですか。

○岡崎説明員 陸軍関係だけを私から申し上げます。現在未回収額になつております債務者で、一番大きいのが陸軍関係におきましては交易營團であります。その金額が約一千四百万円、その次に多いのが三菱重工業、九百三万円、それから日本製鉄、九百三十八万円、日本造船、九百十五万円、大建産

業株式会社八百五十四万円、そのようない点が五百萬円以上の大口でございま

す。この調書の順に申し上げますと、日本無線、これが九千九百万円です。それから日本糖業連合会が千七百万円、

交易營團が三億一千八百万円、不二越

鋼材が千六百万円、北辰電機、二千二百万円、東洋レーヨンが二千五百万円でございます。

○林(百)委員 そうすると、この中島飛行機は今言つた大きな項目の中に入らないのですか。

○寺門説明員 旧軍需省関係を申し上げます。ディーゼル自動車工業株式会社が二千余万円、シニアリー産業が千二百余万円、京都機械が千余万円、関東電機工業株式会社が五百六十万余円、それから日東鉄工株式会社、これが五百余万円になります。

○林(百)委員 大分私の資料と違ひますが、そうすると中島飛行機の軍債権は幾らですか。もう一度言つてみてください。

○寺門説明員 富士産業株式会社に対しては四百六十二万四百二十五円でござります。

○林(百)委員 そうすると、会計検査院によると、中島飛行機だけで兵器費として二十三億円、施設費として五億余円が拂われているということが

検査報告に出ておりますが、このうちで回収できることは四百六十二万円しかないというように解釈していくのですか。

○佐藤(一)政府委員 ただいま御説明申し上げておる数字は、ごく最近の、

本年七月現在のものでございます。お手元でごらんになつております会計検査院の書類は、おそらく昭和二十一年に臨軍が終結になりましたときの数字だと思います。それでその間どれだけ入つたかということは、ただいま具体的な数字は調べてみないとわかりませ

ん。

○林(百)委員 二十九億と四百六十二万ではあまりに隔たりがある。二十九億全部が不当過拂いで回收できるとは私は言わないにしても、あまりに数が違ひ過ぎると思う。それで中島の例ですが、帳簿書類を紛失したために調査ができなかつたのか。帳簿書類はちゃんと残つてゐるのか。この点はどうですか。

○寺門説明員 これについては私どもとしては全然承知しておりませんから、あとで取調べてお答えいたします。

○林(百)委員 そうすると、この中島関係のはどういう資料から出して來たのですか。

○佐藤(一)政府委員 だんく話がこまかくなるのであります。実は当時の事情を知つております大部分の者がバージその他でおりませんので、現在ではその当時においてそれ／＼の清算手続を経まして、会計検査院もある程度立会いの上でもつて一定の金額の確定せられたものが相当ございまして、ただいまの問題はそのうちのものだそ

うでございます。それでただいま軍需省の方のこの回収を担当せられておる寺門さんの方でも、ちよつとこの場で

御説明いたしかねるということであります。

○川野委員長 承知しました。

○田中(誠)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案に対しまして、賛成の意を表すものであります。

○川野委員長 承知しました。

○田中(誠)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案に対しまして、賛成の意を表すものであります。

○川野委員長 それでは旧軍関係債権の処理に関する法律案の質問はあとまわしにいたしまして郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計からする繰入金に関する法律案を議題としたしま

しては、先般法律をもつて決定をされております本特別会計に従事いたしま

す職員に対する寒冷地手当、あるいは

○林(百)委員 そうすると中島関係の債権は、会計検査院立会いの上で調査したものであつて、会計検査院もこれだけだといふ了承を得ておるのです。

○佐藤(一)政府委員 大部分の会社に

ついて、すべてそういう手続をとつておりますので、中島についてももちろん同様の手續がとられておるだろうと

いう係官の話です。

○林(百)委員 そうするとあなたの方の調査のときに立ち会つて、しかも了承したといふのは会計検査院のだれですか。

○佐藤(一)政府委員 ただいま会計検査院で局長をしておられます小峯さんが、この点に關係せられておつたそ

うであります。

○林(百)委員 そうするとその小峯といふ人を呼んで復員局の全部の調査、それから大体の債権の見込みが会計検査院の了解の上でなされておるといふことがあります。

○佐藤(一)政府委員 そうするとその小峯といふ人を呼んで、真相を確かめたいと思ふが、この点に關係せられておつたそ

うであります。

○林(百)委員 そうするとその小峯といふ人を呼んで復員局の全部の調査、それから大体の債権の見込みが会計検

査院の了解の上でなされておるといふことがあります。

○佐藤(一)政府委員 だんく話がこまかくなるのであります。実は当時の事情を知つております大部分の者がバージその他でおりませんので、現在ではその当時においてそれ／＼の清算手続を経まして、会計検査院もある程

度立会いの上でもつて一定の金額の確定せられたものが相当ございまして、ただいまの問題はそのうちのものだそ

うでございます。それでただいま軍需省の方のこの回収を担当せられておる寺門さんの方でも、ちよつとこの場で

御説明いたしかねるということであります。

○川野委員長 承知しました。

○田中(誠)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案に対しまして、賛成の意を表すものであります。

○川野委員長 それでは旧軍関係債権の処理に関する法律案の質問はあとまわしにいたしまして郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計からする繰入金に関する法律案を議題としたしま

しては、先般法律をもつて決定をされ

ております本特別会計に従事いたしま

す職員に対する寒冷地手当、あるいは

繁三郎君。

○前尾委員 ただいま議題

通告順によつてこれを許します。前尾

通報順によつてこれを許します。前尾

石炭手当等の支給に関する財源の点、が、特別会計から見出しえないというふうな実情もあり、また一方法律でこの支給が要請されておるという点から、どうしてもこの程度の赤字補填を一般会計からしなければならないといふ理由が認められるのであります。從来ともすればこうした赤字につきましては、独立採算制の建前から、安易な料金の値上げ等の方法による場合も多あるのであります。現にこの赤字の出ました原因は、先般の郵便料金その他他の値上げに伴います利用減といふことに基因いたしておるといふ見地からも、最小限度やむを得ない処置であるという意味におきまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 民主党野党派を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。しかし政府は增收の意味で郵便料金の値上げをして来たのであります。が、實際上においては非常に利用度が少いという関係で減少を來したのではないか、こういう考えのもとに近い将来には料金の値下げを要望する次第であります。さらにまた今回の郵政大臣の説明によりますと、本来は赤字のためなく增收対策としてやる、そうして将来これは一般会計に返すんだといふ意味合いのことと言つておるのでありますか、國民経済を十分御考慮の上なさること強く要望いたしましたが、本案に賛成するものであります。

○林(百)委員 私の方は本案に賛成いたしましたが、ただ次の希望條件をつけたいと思うのであります。一つは年末の寒冷地手当、それから

越冬の手当を入れるために四億一千の赤字が出たということは、結局郵政事業特別会計に彈力性がないということだと思うのであります。従つて将来郵政事業特別会計に相当の彈力性を持たせ、健全な方向をたどらせるということが大事だろうと思います。その対策としてまず第一は、郵便料金を本年度の第五国会においては四割五分上げたのでありますが、これがかえつて窮迫したことになりますが、これがかえつて窮迫したことだと思つて、衆議院の郵便の利用度を下げるこになつてしまつて、予定の收入が上つておらないという現状であります。従つてわれくはこの郵便料金を下げて、大衆の利用度を高めて收入をはかるということが第一だと思います。その次には戦前までは通信省の運営にまかれておつた郵便年金並びに郵便保険の積立金を、大蔵省の一般会計の中へ入れなくて、これを郵政省と電気通信省の二省の運営にまかせまして、これを適当に運営することによつて再建の一助とするよう方策を将来考えておる。これは閣議ではきつたそんであります。これまでに時宜を得たものと考えられます。今回われくの前国会の本案審議にあたり要望いたしました一部分を政府が体しまして、五億円の出資金の増額をいたそとをする本案に対しても、大衆の利用度を高めるとのこと、第二は郵便保険年金の積立金を郵政省において運用して、これが一つの財源にすること、第三としては人員を十分に補充してサービスの改善をはかること、さらに従業員の給與ベースを改訂して、生活を保障してやること、この四つの條件を将来必ず実現する、そして郵政特別会計に彈性を持たせる、健全性を持たせることが、どうしても大事だと思うのであります。そのためににはこのたびの定員法による行政整理がかえつて労働を強化させ、郵便のサービスを低下させた大きな原因になつておると思うのであります。将来はこの人員の面を十分に補充いたしまして、サービスを改善し、大衆の郵便事業に対する信頼を高めるという積極的な方法によつて、むしろ財源をゆたかにするということが

大事だと思うのであります。サービス改善の第二の方策としては、やはり従業員の生活を十分に保障してやるといふことです。生活の不安と生活の極度の窮屈のもとににおいては、十分良心的な仕事を従業員はすることができないと思うのであります。これはどうしても従業員の給與ベースを改訂して、生活を十分に保障してやつて、良心的な方法を考えてやることが必要だと思つてあります。

私は以上申しました四つの條件、すなわち郵便料金をむしろ合理的に低下するということ、大衆の利用度を高めること、第二は郵便保険年金の積立金を郵政省において運用して、これが一つの財源にすること、第三としては人員を十分に補充してサービスの改善をはかること、さらに従業員の給與ベースを改訂して、生活を保障してやること、この四つの條件を将来必ず実現する、そして郵政特別会計に彈性を持たせる、健全性を持たせることが、どうしても大事だと思うのであります。そのためににはこのたびの定員法による行政整理がかえつて労働を強化させ、郵便のサービスを低下させた大きな原因になつておると思うのであります。将来はこの人員の面を十分に補充いたしまして、サービスを改善し、大衆の郵便事業に対する信頼を高めるという積極的な方法によつて、むしろ財源をゆたかにするということが

大事だと思います。田中誠之進君。  
○田中(誠)委員 国民金融公庫法の一部改正法律案は前国会においてわれわれ審議に当りまして、とても十三億の資本金では、せつかく庶民金融機関として発足する公庫の使命を十分達成することにはならないので、その資本金の増額に対して非常に強い要望をいたしました。今回われくの前国会の本案審議にあたり要望いたしました一部分を政府が体しまして、五億円の出資金の増額をいたそととする本案に対しては、まことに時宜を得たものと考えられます。この機会に私は公庫の現在の貸付状況その他について二、三お伺いしておきたい。

前回公庫が発足するにあたりまして、資本金が十三億ということに相なつたのであります。が、実際の再生資金の関係は厚生省の特別の関係から出ておるもので、これも用途は限定しておつたのであります。が、一般的な生業資金の貸付の幅が非常に少いことをわれわれ懸念しておつたのであります。先生の提案の説明によると、現在まで生業資金の貸付が三億五千円ということがあります。おつたのであります。が、貸付をふやすという形に現われて来るものかどうかといふことを、まず伺いたいのであります。さらにこの十三億のうちで大体八億程度のものは前の庶民金庫あるいは恩給金庫等の統合に伴う債務の処理、そういうような面に使

われて、実際に新規の貸出しに使われる部分が非常に少ないことを、前回われくは説明を承つておつたのであります。が、そういう処理の関係、統合に伴う新しい公庫として発足するにあたりまして、前の三機関の関係の債務処理といふものがどういうようになつておるか。この二点について伺います。

○愛知政府委員 国民金融公庫は本年六月成立いたしまして、爾來業務を開始したわけでございますが、九月末までの業務の状況を概略申し上げますと、まず第一の生業資金でございますが、貸出しをいたしました件数は四千二百二十件、金額にいたしまして二億六百二十二万円、それから第二が更生資金でございますが、更生資金の貸出の件数が九千三百六十件、金額にいたしまして一億七千十八万一千円、ことういうふうな状況になつております。

それから設立以来の申込みの実績はそれをはるかに超過いたしておりまして、ただいま申しましたように生業資金の実際の貸出しの件数が四千二百二十件ございますが、申込みの件数はそれで、ただいま申しましたように生業資金の貸付をふやすという形に現われて来るものかどうかといふことを、まず伺いたいのであります。が、貸付をふやすという形に現われて来るものかどうかといふことを、まず伺いたいのであります。それと引揚者に関する更生資金の貸付の基金といったしまして、それ以外にも内容、それから公庫の処理能力、過去四箇月余りの実績等を勘考いたしますると、大体月平均所要金額は三億三千万円程度が、現在の程度といたしまして、とても必要な金額ではなかろうか、こういふうに考えたわけでございます。

それと引揚者に関する更生資金の貸付の基金といったしまして、それ以外にも、もちろん考慮を要するわけでございますが、それらの実際の必要と認められま

する額と、それから財政上の事情等を勘考いたしまして、二十四年度の補正予算では御承知のような案になり、それに基きまして改正法律案を提出いたしましたわけでございます。

それからその次に先ほどお尋ねのございました過去の債務の問題でござりますが、これは庶民金庫を引き継ぎましたので第二機関的な役割になつておりますために、当初の見込みとしては返済を要するものが十二億程度あつたわけございますが、これは実際問題といたしましては、たとえば市街地信用組合の中央機関としての役割に基くもの等もござりますので、その返済の時期、方法等について、実際貸出しの分ができるだけ多くしたいということでお、いろいろと調整を加えておるような状況でござります。債務の総額は十二億で、これは返済しなければならないことになつておるわけでございます。

○田中(織)委員 私が先ほど八億と申したのは私の記憶違いであります。

十三億のうちの十二億で、実際は一億と回収して参りました大体七、八千万円のもので、実際の生業資金として貸し出し得る幅が非常に少いことを、われくは前会のときに説明を伺つておつたのであります。先ほどの銀行局長の説明によりまして、九月末までに二億六百二十二万円の貸出しをやつておるということで、非常にけつこうなことだと思うのですが、十二億の債務の返済部分は、そいたしますと全然今のところ手をつけていないといふような関係になるのですか。

○愛知政府委員 それはそうではございませんで、借入金の返済をいたした

ものが総額で十二億七千万ということがあります。これは先ほど申しましたように、庶民金庫が從来市街地信用組合の中核機関であるという関係でござりますが、たしかに一千七百万円に達しておつたと思ひます。しかただいま田中さんもおつしやいましたように、一方で回収金を見込むよりも以上に実績が上がりました等の関係から、当初思ひましたよりは多少六月から九月までの間は楽に融資ができるのでござります。実は率直に申しますと、八月、九月ころに補正予算でどうしても増強するといふことを背水の陣として考えまして、そのため資金計画等も九月までに、あるいは十月までに繰上げて、融資能力の応ずる限りは貸付をやるといふことにいたしました。従つて前に提案いたしましたときにお話いたしました資金計画よりは、大分繰上げて融資計画をいたしましたので、予想よりも多少多く出たということもあります。

○田中(織)委員 その点は了解でございますが、そういたしますと今回の五億の出資金の増額によりまして、生業資金の貸出しの総額は大体幾らになるお見込みでありますか。

○愛知政府委員 これは実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金がでけるからそれを運用するために郵便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各地に店舗を持つておるわけでございませんし、郵便局や銀行にお願いをして一種の為替的に貸付をやるというようなどとに、預金の形をとることが便宜ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現状をもつてすれば、出資額は貸付に追

が一億一千三百万円、この辺までが実績であります。

○田中(織)委員 この点は補正予算に今後の計画で大体十億になる。こういふ計画になつております。

○田中(織)委員 その点も理解が行きました。

次に今度の二十二條の二で借入金の方途を開いたことも、非常にけつこうなことだと思うのですが、公庫の予算で定められた額の範囲内で借入金ができるということありますけれども、さしあたり借入金の予算額といふものはどのくらいになるのでしょうか。

○愛知政府委員 この点は、実は法律の上にこういふふうに書いてございませんで、今後非常に発展的に考えられるために余裕金の運用に関する部分が今回改訂とのもので十億になるという点は承できます。

○愛知政府委員 これが実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金に対する預金及び郵便貯金の方法を認めるにしたと提案理由の説明の中にあるのですが、実際は貸付の要求に応じられないような状態で、公庫の方に対する預金及び郵便貯金の方法を認めるにしたと提案理由の説明の中にあるのですが、実際は貸付の要求に

それが実現するわけではありませんが、それはどういふ意味なのでしょうか。

○愛知政府委員 これは実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金がでけるからそれを運用するために郵便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各地に店舗を持つておるわけでございませんし、郵便局や銀行にお願いをして一種の為替的に貸付をやるというようなどとに、預金の形をとることが便宜ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現状をもつてすれば、出資額は貸付に追

われておるようなわけであります。余裕金を預金するというようなことは本来の目的ではなく、便宜的な事務的なものであります。

○田中(織)委員 その点も理解が行きました。

わざわざこの機会に伺つておきたいのですが、従来市街地信用組合のいわゆる中央金庫的な役割を、庶民金庫が果して参りました。ところが現在に

おきましたが、従来市街地信用組合のいわゆる金融協同組合として改組されました。

次に今度の二十二條の二で借入金の方途を開いたことも、非常にけつこうなことだと思うのですが、公庫の予算で定められた額の範囲内で借入金ができるということありますけれども、さしあたり借入金の予算額といふものはどのくらいになるのでしょうか。

○愛知政府委員 これが実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金に対する預金及び郵便貯金の方法を認めるにしたと提案理由の説明の中にあるのですが、実際は貸付の要求に

それが実現するわけではありませんが、それはどういふ意味なのでしょうか。

○愛知政府委員 これは実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金がでけるからそれを運用するために郵

便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各地に店舗を持つておるわけでございませんし、郵便局や銀行にお願いをして一種の為替的に貸付をやるというようなどとに、預金の形をとることが便宜ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現状をもつてすれば、出資額は貸付に追

われておるようなわけであります。余

裕金を預金するというようなことは本

来の目的ではなく、便宜的な事務的なものであります。

○田中(織)委員 その点も理解が行きました。

わざわざこの機会に伺つておきたいのですが、従来市街地信用組合のいわゆる中央金庫的な役割を、庶民金庫が果して参りました。ところが現在に

おきましたが、従来市街地信用組合のいわゆる金融協同組合として改組されました。

次に今度の二十二條の二で借入金の方途を開いたことも、非常にけつこうなことだと思うのですが、公庫の予算で定められた額の範囲内で借入金ができるということありますけれども、さしあたり借入金の予算額といふものはどのくらいになるのでしょうか。

○愛知政府委員 これが実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金に対する預金及び郵便貯金の方法を認めるにしたと提案理由の説明の中

にあるのですが、実際は貸付の要求に

それが実現するわけではありませんが、それはどういふ意味なのでしょうか。

○愛知政府委員 これは実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金

がでけるからそれを運用するために郵

便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各

地に店舗を持つておるわけでございま

せんし、郵便局や銀行にお願いをして

一種の為替的に貸付をやるというよう

などとに、預金の形をとることが便宜

ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現

状をもつてすれば、出資額は貸付に追

われておるようなわけであります。余

裕金を預金するというようなことは本

来の目的ではなく、便宜的な事務的な

ものであります。

○田中(織)委員 その点も理解が行きました。

わざわざこの機会に伺つておきたいのですが、従来市街地信用組合のいわゆる中央金庫的な役割を、庶民金庫が果して参りました。ところが現在に

おきましたが、従来市街地信用組合のいわゆる金融協同組合として改組されました。

次に今度の二十二條の二で借入金の方途を開いたことも、非常にけつこうなことだと思うのですが、公庫の予算で定められた額の範囲内で借入金

ができるということありますけれども、さしあたり借入金の予算額といふものはどのくらいになるのでしょうか。

○愛知政府委員 これが実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金

がでけるからそれを運用するために郵

便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各

地に店舗を持つておるわけでございま

せんし、郵便局や銀行にお願いをして

一種の為替的に貸付をやるというよう

などとに、預金の形をとることが便宜

ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現

状をもつてすれば、出資額は貸付に追

われておるようなわけであります。余

裕金を預金するというようなことは本

来の目的ではなく、便宜的な事務的な

ものであります。

○田中(織)委員 その点も理解が行きました。

わざわざこの機会に伺つておきたいのですが、従来市街地信用組合のいわゆる中央金庫的な役割を、庶民金庫が果して参りました。ところが現在に

おきましたが、従来市街地信用組合のいわゆる金融協同組合として改組されました。

次に今度の二十二條の二で借入金の方途を開いたことも、非常にけつこうなことだと思うのですが、公庫の予算で定められた額の範囲内で借入金

ができるということありますけれども、さしあたり借入金の予算額といふものはどのくらいになるのでしょうか。

○愛知政府委員 これが実は事務的な便宜上の問題でございまして、余裕金

がでけるからそれを運用するために郵

便局や銀行等に預けるというのではなくて、公庫の現状から申しましても各

地に店舗を持つておるわけでございま

せんし、郵便局や銀行にお願いをして

一種の為替的に貸付をやるというよう

などとに、預金の形をとることが便宜

ある場合が多いのであります。そういう意味でやりましたので、実際は現

状をもつてすれば、出資額は貸付に追

われておるようなわけであります。余

裕金を預金するというようなことは本

来の目的ではなく、便宜的な事務的な

用協同組合として大きな組織のものをつくる、それに中央機関としての役割を果させる。性格としては市街地信用組合とまったく同じものであります。ただ全体の総合的な信用機関ということにいたしたい。これは政府側とすれば、認可をすればそれで業務が開始できるわけであります。私どもとしては、きわめて最近の機会に認可を與えたいと考えております。

○田中(織)委員 全国区域の市街地信用組合の連合会のようなものができますが、そうすると出資は全部単位の組合が行うということになります。従つて単位組合の基金はこの連合会が集中的に扱い得る、こういう建前になるのですか。

○愛知政府委員 大体お話を通りであります。

○田中(織)委員 そのほかに公庫の代理業務等も、当然旧来の庶民金庫の代理業務の関係から、市街地信用組合等で行うことになると思うのであります。

○愛知政府委員 これがすみやかにできまして、市街地信用組合の中堅を果し得ることができるとは、非常にけつこうなことだと思いますが、あわせてこの間の本会議における財政説に対する質問におきまして、金融政策の一環として従来の一県一行主義に

からわれないで、いわゆる庶民金庫的な性格を持つた金融機関の設立が行われるならば、従来の一県一行主義によつて従来のようには押えない方針であるという意味のきわめて注目すべき答弁を、大蔵大臣が行われたのであります。それは具体的にどの程度までそれが進められる予定になつておりますか。もし銀行局長の方でお考えに

なつておれば、この際はつきりしていただきたいと思います。地方銀行等

府県にどうしても持たなければならぬという場合におきましても、いろいろな関係から従来制約されておつたと思

うのであります。そのため、その方針に従つて、近接の所に支店を持つというよ

うな形においても、一県一行主義にとらわれないと、いう形になりますれば、新設の可能性も出て来ると思います。

○愛知政府委員 一県一行主義の問題は、実は従来大蔵省のとつて来ました態度並びにその雰囲気の中におります者としては、非常な大決心、大転換をしたわけでござります。御承知のように、昭和の初め以来一県一行主義といふことを、主義として大蔵省がきめたわけではございませんが、事実やつて参りましたことは合併に次ぐ合併といふことで、これは結局ある時期における金融機関の濫設に対して、金融機関の信用を確保いたしたいという念願であります。その当時以来とつて参りましたやり方は、決して私どもは間違つていなかつたと思います。ただ現情においてはいろいろな見方がござりますが、一つは私は既存の銀行といふものは、あまりにもよく保護され過ぎているということが言えると思うことがあります。現在のところ一県一行主義であります。現在のところ一県一行主義を廃止と申しますか、看板をおろして以来具体的な計画はまだ一つも私ども手元に出ておりません。ただ従来の手元において考えるよりは、むしろ銀行にやらした方がいい、こういふふうに思つてもらいますためには、むしろ地方銀行にやらした方がいい、こういふふうに思つております。特に大銀行の地方支店進出は、これまた絶対に認めない。これはやはり大銀行が地方支店を出すますと、どうしても資金の運用が偏在するおそれがあります。また地方のその土地の経済の環境に応じた十分の働きをしてもらいますためには、むしろ銀行にやらした方がいい、こういふふうに思つておられます。これは二十四年度中の計画といふにも理解できるのであります。これは二十五年度の出資金の増額が認められたのであります。これは二十四年度中の問題にもどりますが、今回の補正予算で五億円の出資金の増額が認められたのであります。これが二十四年度中の公庫の活用といふふうな点で、出資

○田中(織)委員 それから二十五年度の公庫の見通しは、増資をさらに十二億円、借入金を五億円といふふうに考えております。その考え方は二十四年度と大体同じよう

な気持で、運営して参りたいといふふうに思つておられます。そしてその基礎になります貸出しの計画は、普通が十八億、更生資金関係が十

億、合計二十八億円の貸出しの方針であります。

○川野委員長 午前はこの程度にいたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時九分開議

○川野委員長 午前に引続き会議を開きます。

○深澤委員 薩摩需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。深澤委員。

○深澤委員 ただいま議題となつております薩摩需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案は、

七

しばく農林委員会等において論議検討されてはおりますが、こういう大きな国の財源が支出されるというこの法律を前提として、まだ十分検討が盛されていないのであります。従つてわれわれは国民の付託を受けてこの法案を審議する上におきましては、農林大臣の責任ある御答弁を求めていたと思いまして、昨日から待つておつたのであります。特に野党大臣の不信任案を出すにあたりまして、これも大きな一つの根拠になつてゐるようであります。従つて本委員会といたしましても、これを慎重審議する必要を痛切に感ずるわけであります。

まず第一点といたしまして総括的に御質問申し上げます。本件は歴代内閣の責任であつて、歴代内閣の責任であります。

つて、吉田内閣の責任でないということがしばく言明されているのであります。

また赤字の内容を検討いたしましたが、この赤字の内容を検討いたしましたといたしまして、それ以後に発生いたしました赤字の責任は、すべて吉田内閣の責任であるといふに考えてられるのであります。

損失は、現物不足による赤字だけでありまして、それ以後に発生いたしました赤字の内容を検討いたしましたといたしまして、それ以後に発生いたしました赤字の責任は、すべて吉田内閣の責任であるといふに考えてられるのであります。

つて、吉田内閣の責任でないといふに考えておられるか、ひとつお伺いしたい。

○森國務大臣 深澤委員にはかつて農林委員会でも一応申し上げたのであります。

ですが、この特別合計ができまして内閣がたびくかわつております。私は農林大臣を拜命いたしました当时、特別会計が非常な赤字になるということを聞きまして、これは捨てておけない問題である、一日も早くこれを整理しなければならないといふので、事務当

局にこの内容の調査を進捗するように指令いたしまして、検討を加えて来たのであります。その検討の結果は、年会計検査院においても検査が行われておるのであります。各累代の内閣が處理いたしておりますやり方が、俗に言いますたなおろしというものを一回もやつておらないであります。帳簿上の整理であり、しかもその年度末にある物品は、当時の時価に評価いたしまして計算に加えておくといふ、会計法としては異常なやり方の会計処理がしてあつたのであります。それでありますから会計検査院の報告と、その後の調査いたしました報告と、年次別に赤字の数字が幾らかかわつて参りますが、これが累積いたしまして二十三年度末に二十三億余万円の赤字になつておるのであります。今深澤委員は過去の内閣においてはそういう無責任なことはなかつた、吉田内閣になつてこそういう赤字が出たのだと結論を下されますが、私から見ますと、吉田内閣が從来の内閣の赤字を今整理しておるのでありますと、決してこの内閣が赤字を出した責任を負うべきものではな

い。しかし今責任の所在を云々する場合でないのありますと、一日も早くその正鵰をとらえまして、國民に申証の立つようの清算を早くやりたい、こいう気持でやつておるわけあります。現内閣がこの二十三億余万円の赤字を出したいといふことは、当然のことと考へておるわけであります。

○河田委員 関連してお尋ねいたしましたと、現内閣がこの二十三億余万円の赤字を出したいといふことは、当然のことと考へておるわけであります。

○森國務大臣 就任いたしましてから後、司令部の方から注意がありまし

て、薪炭特別会計が非常に赤字になつて、薪炭特別会計が非常に赤字になつたのか。この点を質問します。

○森國務大臣 就任の當時事務引継ぎにつきましては、そういう報告は受け

ておらなかつたのであります。

○河田委員 林野庁長官にお尋ねしま

すが、そういう大きな問題は、大臣に

対して報告する義務がないのでありますか。

○森國務大臣 薬炭特別会計の買上げ停

止になつたのは二月でございます。す

でございます。

○深澤委員 従前からやつておつたに

いたしましても、吉田内閣が成立後に

おいて支出しておるということを申し

ておるのであります。その点はいか

がですか。

○三浦政府委員 この備蓄保管、特

別会計の運営が非常にきやうくつに

なつたので、この特別会計については

どういう原因で一体こううふうにき

ゅうくなつたかということで、こ

の薪炭特別会計について内部的に検討

を始めたのであります。そこで一番問

題になりますのは、帳簿上にある數字

とは別に、現物がどのくらいあるかと

いうことがきまりませんと、そのきゆ

うくつさといふものは物で寝てゐるの

であるか、赤字であるか、その辺がき

めかねる。そこでそのときはほんとう

に現物の調査にとりかかつたといふ段

階であります。

○深澤委員 それでは具体的に申し上

げますが、昭和二十三年度の暖冬異変

によつて相当需貨が出て参つたのであ

りますが、これに関連いたしまして、

予定外の経費の支出を四項目にわたつてやつてゐる。この四項目の支出は吉

田内閣当時支出されたものであるとい

うが、この点はいかがですか。

○三浦政府委員 私からお答えします

が、その会計検査院のことは別の委員

会等においてもすでに御意見がありま

して、備蓄保管の關係あるいは卸売に

対する横持ち、指定業者に対する横持

ち、特別小出費、この四項目でござい

ますが、このうち備蓄保管に関するもの及び特別小出費につきましては、すでに両三年以上も前からこれを支出しております。そしてこの卸売に対する横持ちの増につきましては、このとおりです。

薪炭の至急売却をはかるために設ける。こういつた昨年の特殊の事情からやつたのであります。先ほど申し上げました他の二つは、従前からこのやり方はとつておるような事情でござります。

○深澤委員 従前からやつておつたに

いたしましても、吉田内閣が成立後に

おいて支出しておるということを申し

ておるのであります。その点はいか

がですか。

○川野委員長 深澤君に御相談申し上

げますが、実は森農林大臣は予算委員

会の開会中を二十分といふことでこち

らに参られたそんでござりますので、

森農林大臣に対する質疑をまつ先に願

います。

○深澤委員 森農林大臣に対する問題

を明らかにするために今聞いているの

であります。が、今林野庁長官も申され

ましたように、予算外経費の支出によ

るものの中には備蓄及び一時保管の経

費の支出、この四項目は――もちろん

あと二項については従前から支出し

ておつたものであるにしても、ともか

くこの四項目の赤字の大部分は、吉田

内閣當時支出されていることだけでも明らかになつた。従つてこの問題についてわれ／＼が農林委員会、あるいは予算委員会の小委員会におきましても追究いたしましたところ、会計検査院におきましても第一の備蓄及び一時保管の経費の増額の問題については、すでに生産者価格と消費者価格の間ににおけるマージンの中に、当然これは加算されていなければならぬ。なお卸売業者に対する横持ち料もそうなんですが、そういう意味においてこの二つは支出することが適当でなかつたということが、会計検査院によつて言われてゐるのであります。さらに指定業者、集荷業者に対する手数料の増額、あるいは倉庫備蓄用費及び特別小出資は財源がないものを支出しておる。これは不适当であるということを会計検査院は申しているのであります。もちろん結論的には会計検査院の検査報告書に載せるために、審議をやつて結論を得なければならぬが、現状においてこれらは適当ではなかつたという答弁をいたしてあるのであります。従つてこの適当でない支出を吉田内閣當時にやつておることが、明らかになつてゐるのではありません。従つて先ほど森農林大臣が言わされましたように、私の就任の当時は吉田内閣の責任においては、その赤字の責任は感じないということを考へられるわけであります。この点について森農林大臣はどううございに吉田内閣の責任であるといふぐあいに考へますか。

○森農林大臣 予算外と言わされましたが、こういう事業に対しましては予定

外に支出をしたのであります。それにもかかわらず決算のときに御審議を願いたいと思います。

○深澤委員 もちろんこれは決算のときにも審議の必要はございますが、こいつは赤字を前提として、このたび一般会計から特別会計に、五十四億といふ厖大な国民の税金を負担させるのでありますから、われ／＼はこの法案を究明しなければならないと思います。

特にこの支出いたしました備蓄保管の問題にいたしましても、この備蓄保管は完全に保管されておるものに対しての保管料ではなかつた。道路に山積みにされまして盜難にあつて、あるいはその他他の減耗、あるいは雨にさらされて手直し、包装のとりかえ等もしなくてはすでに御業者が保管せずして、小売業者あるいは消費者に渡つてしまつたものにまで、保管料が出されておると、いう不當な事実があることも、会計検査院で言つておるのであります。ことに御業者に対する横持ち料のごときは、まつたくわれ／＼が了解に苦しむことがあります。従つて先ほど森農林大臣が言わされましたように、私の就任の当時は吉田内閣の責任であるといふぐあいにわれ／＼は考へますがゆえに、一般会計から特別会計へこういう不當支出であります。これは明らかに吉田内閣の重大なる責任であるといふぐあいにわれ／＼は考へますがゆえに、一

つて負担をするということに対しましては、どうしても納得が行かない。森農林大臣は農民の代表として、農村出身者としてよく国民の気持はわかつており、これに対する態度は断じて承服することができないという氣持はわか

つておるはずである。それにもかかわらずこの法律を制定いたしまして、この特別会計に一般会計から繰入れて、

こうした不适当な支出を全然不間に付すというような考え方を持つておられるように、われ／＼は考へるのであります。その点はどういうように農林大臣としては考へられますか。

○森農林大臣 赤字のできました原因については、あくまでも嚴重に究明すべきはもちろんりますが、今お願いしております法案は、支拂いの財源に繰入れば、一日も早く製炭者に対する國家の債務を辨償いたしたい。

こういう気持でこの法案を提案いたしておりますわけであります。

○深澤委員 森農林大臣は、これは支拂いの財源に充てるために出すのだと言われるのですが、その支拂いの財源に充てるためになぜ出さなければならぬかという問題であります。

炭特別会計の運営よろしきを得るならば、御業者の政府支拂いをどん／＼取上げ督促して、それを生産者方面に拂らることができたのであります。ところがこの御業者に対する取立てといふものは、まことに緩慢であります。すこしにまづこの財源を求めて、そして債務を辨償し、債権の取立てはさら

に厳重にやりまして、これを返するということにせざるを得ないような状況に立ち至つたのであります。

○深澤委員 大臣は、支拂いのために

森農林大臣にお伺いいたしたいと思いますが、政府は早期つきがま料あるいは特別小出資という名において、各木炭事務所を通じて各県に支拂いをしておられるのですが、われ／＼の得たことはやむを得ないといふところに重きを置かれているのであります。このいふことは、まことに緩慢であります。すこしにまづこの財源を求めて、そして債務を辨償し、債権の取立てはさら

に厳重にやりまして、これを返するということにせざるを得ないような状況に立ち至つたのであります。

○深澤委員 大臣は、支拂いのために

○森農林大臣 聞いておりません。も

産者に対する支拂いができないからと計に關するところの犯罪がどのくらいあるかということは、現在調査中であります。なおこの薪炭特別会計の赤字の問題についても、国警当局といたしまして十分調査する方針になつてゐるといふことを、われ／＼は聞いておるの

であります。従つてこの問題は、刑事上上の犯罪を構成するような不正が伏在しておるということは明らかであります。それにもかかわらずこの不正を明瞭にせずして、こうしたことによつて問題を解決しようとすることは、あまりにも責任回避ではないかといふべきはあくまでも追究いたしました。それで、薪炭特別会計の運営がはなはだうまく行かない。その結論として債権があり債務があると存ずるのであります。この債務も今お話をのように迅速にこれを取上げられますが、債務の方も取り戻されますならば、債務の方も

済事犯があつた。その中に薪炭特別会計に關するところの犯罪がどのくらいあるかということは、現在調査中であります。なおこの薪炭特別会計の赤字の問題についても、国警当局といたしまして十分調査する方針になつてゐるといふことを、われ／＼は聞いておるの

であります。従つてこの問題は、刑事上上の犯罪を構成するような不正が伏在しておるといふことは、現在調査中であります。なおこの薪炭特別会計の赤字の問題についても、国警当局といたしまして十分調査する方針になつてゐるといふことを、われ／＼は聞いておるの

しそういうことがあつて、その金がは

たしてこういう特別会計の関係した金であるといふようなことは、詳細取調べなければわかりませんが、そういう

話は毛頭聞いておりません。

○田中(織)委員 ちよつと関連して……。先ほどから大臣の御答弁を伺つておりますと、この赤字の発生した原因について不正の事実があるという

深澤委員の質問に対しても、そういうこ

とは調べてみなければわからぬといふ御答弁であります。これは検察庁並びに国警本部も、すでにこの赤字の原因

糾明のために動き出していることは大

臣も御承知の通りで、そういう問題を明確にした上で、はつきりと出ておる

赤字はこれ／＼だ。従つてそれを一般

会計から補填するのだ。こういう形において出さなければ、国民の血税の中から五十四億七千万円という巨額のも

のを補填するということは、政治の普通の観念から見ても、きわめて不確定なものに対しても大きな負担を国民に負わせる結果になるからということで、われ／＼がこの問題の審議にあたりま

して、あるいは基本的にはこうしたものを今出すべき時機ではないのじやないか、こういう建前でわれ／＼は質問をやつておるわけなのですが、大臣もいろいろこの赤字の原因について糾明しなければならぬ点が残されておることは、お認めになることだと思うのです。それでいてなおかつ、とにかくこの赤字だからある原因にしろ出て来た赤字だから、その赤字はこれで埋めるんだといふ既定方針を、あくまで持つて行かれます。それなりにありますかどうか。その点、これは根本的な問題でありますから、一つ大臣から御答弁を願いたいと

思います。

○森國務大臣 赤字補填という意味にもおどりになつておるようではあります

が、そういう問題がありまして、それが解決しなければ、今未拂いになつて

いる政府の債務は履行できないといふ

行き詰まつた会計の状態になつておる

場合において、そういうことをたださ

なければできないということになれば、まことに製炭者に対する債務と

いる政府の債務は履行できないといふ

行き詰まつた会計の状態になつておる

場合において、そういうことをたださ

なければできないといふことになり

ますので、一時債務の完納のために資

金を一般会計から受入れまして、そ

して一応債務だけを果すということに

しなければならない。この特別会計を閉鎖しました以上は、清算事務の上に

おいて、まず第一に製炭者に対して早

く支拂いをして、それから今のお話の

ような問題があつたといたしますなら

ば、これは将来において糾明をし、整

理をすることにして行かなければ

ばならぬ。かように考えてとりあえず

資金の借入れをいたすようなことにな

らしたわけであります。

○深澤委員 今の点でありますと、その原因がどうということであつても、とにかく支拂いがあるから、一般会計から特別会計へ出さなくてはならぬといふ考え方があるが、われ／＼はどうしても納得ができない。もちろん政府の支拂うべき責任であるものは支拂うべきであ

りますが、それは融資なり何なりの方

法でもつて解決をする。そうして当面

はこの赤字の問題を國民に明らかにす

ることが、一番大事な問題ではないか

と考えるのであります。刑事案件まで

伏在しておりますところの原因によつ

て起つたこの赤字を、そのままにして

解決するということ自体の中に、われ

の辯御了承を願います。

○深澤委員 今の責任をもつてあと整理をすることについて、われわれは、どうしても信用ができないのであ

ります。なぜならば、農林委員会に

おきましてすでにこの問題が問題にな

りました、その要求に基きまして、林

業責任がある卸売業者の方面的債務と

いうものは、おのずから取立て緩慢にな

り、あるいは支拂う方においても緩慢

になります。非常にこの点責任の感し方が少いと考

えるのであります。そういうことによ

つてます／＼赤字を最大にするとい

う危険性が、多分にあるとわれ／＼は考

える。そのあと締めくくりについて

、森農林大臣はどういう責任をもつてこれを遂行せられる御決意がある

か。その点を一つお伺いしたいと思

います。

○森國務大臣 赤字補填と申します

と、債務者はもう赤字が済んだからい

いと、どう考え方が想像される。それを

非常におそれておりますので、決して

会計の赤字を補填するという意味でな

いし、この会計を閉鎖しましたとき

に、まず何をおいても政府の債務を早

く完了しなければなりません。それに

トを乱すということがあることをおそれられました。いまだにそのままのルートに置くであります。あの特別会計を閉鎖いたしました当時は、とりあえず現地へ行つて買い込む、いわゆるルートを乱すということがあることをおそれられました。いまだにそのままのルートに置くであります。あの特別会計を閉鎖いたしました当時は、とりあえず現

状を一日も早く把握する。何分全国にわたつて散らばつておる問題でありますから、この現状を一日も早く把握す

るということが、まず第一に考えなければならぬ仕事でありまして、現物の所在地また帳簿面と現物との比較とい

うことに、専門的な立場の者も相当入

れまして、一時のそのときの姿をつかむということを努力をいたしたような次第であります。その後の結果におい

て赤字が相当整理されたものもあると承知しているのであります。何分そ

ういうふうな処置に出られましたがた

次第であります。その結果によつて

赤字が相当整理されたものもあると

承知しているのであります。何分そ

ういうふうな処置に出られましたがた

が結論づけられるのであります。こ

ういう意味において、われ／＼は政府が

跡始末をしつかりやるというようなこ

とを言つても、信用ができない。結局

これによつて一応の解決ができ、やか

ましい生産業者からの支拂い請求がな

くなります。ところが、その当時予定

されました現物不足の十四億という赤

字が、その後縮小されていません

あります。そして末尾におきまして、解

決刑事上の追究までいたしまして、解決

したいという事例は一つもない。また

大消費地における卸賣業者に対すると

ころの処置に対してもまことに緩慢で

あります。されまして、一説によりますれば、あ

る特別会計の停止と同時に、卸賣業者

の中心的な人々は政府に対する支拂い

を一時差控えて、その金によって、特

別会計の停止によつて生産地の非常に

苦しんでおるところの生産者から、木

炭をたまき買ひしておるという事実が

全国至るところにあるのであります。

こういう問題を政府自体は如何処理せ

ばならないと見ておるというものが、あ

の全国至るところにあるのであります。

特別会計の停止以来あるいは買上げ中止以来の現状であります。そして最初

から問題になりましたこの赤字が、半

年以上たつても何ら縮小されていな

い。そしてこれが國民の負担といふ形

式になりました。このたびこの法案が

出るようなことになつたのであります。

この二月以来政府はこの問題の解

決に何ら誠意をもつて努力していな

い、実績もあがつていなかつてあります。

が結論づけられるのであります。こ

ういう意味において、われ／＼は政府が

跡始末をしつかりやるというようなこ

とを言つても、信用ができない。結局

これによつて一応の解決ができ、やか

ましい生産業者からの支拂い請求がな

ります。

いたしましては、そういう気持でこの会計閉鎖に臨んだわけであります。

C 深澤委員 鉄売業者に対する处置は、非常に嚴重にこれを行なうべきであると、われわれは政府に対し警告を發するのであります。近いところの例をとつてみますれば、東京の配給小売店の七割を占める卸売業者があるのであります。これは東京燃料林産株式会社というのあります。この社長は民自党の参議院議員廣瀬與兵衛氏であります。この人が扱つております薪炭の事情につきまして、相當債権の未調定額等もあるようであります。さらに先ほど申しました現地のたたき買いも、この東京燃料林産というのが相当にやつてゐる。あるいはその他に米田物産といふものもあるということであります。これらも東北等におきましてたたき買ひを相当地やつてゐるという事実を、われくは情報としてつかんでおります。こういう問題について政府は積極的に処理いたしまして、生産者に対する支拂いはこの赤字の縮小といふことににつきまして、嚴重な措置を講ぜられたいことを、われくは警告しなければならないのです。われくは民に対する信頼にこたえる方法ではないといふぐあいに考えまして、どうやらせらざるにこうした法案が出ることで、対しましては、まったく政府自体が生きない。政府自体も重大なる責任を感じ、警告して、一応私の質問を終ります。

臣は今度の一般会計から薪炭特別会計に繰入れる五十四億七千万円は赤字補填ではない。政府の持つてゐる債務の償還をするための一般会計からの繰入れだ、借り入れのよくな意味のものだというよう御答弁になつてゐるのであります。が、政府のこの提案の説明にありますように、二十三年度以前において生じた損失額、これは赤字で三十四億あります。その上にさらに残務整理によつて生ずることが予想せられるところの現物不足その他の目引き、減耗率といふようなものを入れたものが、寄せ合せまして五十五億円になるというのであります。これらは明らかに赤字なのであります。従つてその赤字を補填することになる。これは農林大臣がいかに強弁されようとも、そういうことは小学校の生徒でもわかる。従つて私はもつと具体的に数字をあげて大臣にお伺いいたしたいのであります。が、私らが先般の第五国会の閉会中の予算委員会におきまして、そこにおいてになる林野庁長官からもいろいろ伺つたのであります。が、その結果われくが大づかみに理解できることは、七月三十日に特別会計の運用を停止するときには、すでにここにもありますように、約三十四億円の赤字が出ている。その上に薪炭の生産者に対する未拂金が十八億円、これに見合うものとしましては、御発業者に対する売掛金が約二十億未回収の分がある。それから薪炭特別会計の手持ちの薪炭の回収と現在における薪炭特別会計

の手持ちの薪炭を処分して入つたものだけが、政府として回収できるところのいわゆる債務に対する見返りの債権的な性質を持つたものであるというふうに、理解できるのであります。すでに二十三年度以前に発生しましたところの三十四億、厳密にいえば薪炭の現物不足が十四億円、二十三年度の冬期大都市備蓄分の保管減耗手直し料が十億円、昨年十二月長尺薪の値下りによる損失が三億四千万円、増産輸送増強やむを得ず支出したところの経費五億五千万円で、三十三億五千万円というのが二十三年度以前に発生した赤字なんです。このほかにさらに、この打切り以後薪炭特別会計のために、月々少くとも一億五千万円がいるということをわれ／＼聞いておる。従つてこれを清算するまでの間を十箇月といたしましても十五億の金がいる。さらに特別会計の打ち切りによる手持ち薪炭の値下り等により生ずる損失二十億を入れますと、この繰入れ額のはとんど全部が赤字の補填になるということは、この数字からも私は明らかだと思うのであります。回収できるところのものが創売業者に對して約二十億、これは帳価格では二十億くらいになるかもしませんが、實際確実に換価し得るもののは十億円だということは、先般の予算委員会で林野局長官はつきり答弁されておるはずです。そうすれば三十億しか見合らものがないところにもつて行つて、五十四億七千万円という一般会計からの繰入れをやることになれば、かりにそうした三十億というものが完全に回収できるといったまゝして、残りの二十四億七千万円というものは明らかに赤字補填じやないです

か。従つてその赤字の原因を究明せざるという行き方に対し、私は責任ある政府の態度とは見受けられないのですが、大臣はその点についてどういう考え方を持つておられるか。もう一度ここで伺いたいのです。

○森國務大臣 赤字補填ということを私は否定したわけではないのです。そして、赤字補填ということになりますと、補填されてしまつておるのだから、債権なんかどうでもよいというような気持ちを、債権を持つておりますが、その赤字に起させるわけだから――むろん今お話の一十三年度までの三十何億といふものは赤字でありますから、赤字の内容についてはあくまでも糾明しなければならないし、また政府としてその債務を一日も早くなさなければ、この債権整理に非常に困る。それだから単に赤字補填という意味でなしに、今運転が中止されておるのだから、一応特別会計に繰入れまして、そして債務、債権をはつきりして、結論においてはその赤字というものを、その性質によつて政府が補填しなければならぬことになるでありますようが、現在といたしましては全部を赤字補填ということにしてしまいますと、債権の取立てなんか非常にやりにくくなれる、こういう気持で、そういう赤字補填でのみ考えていただきたくないという気持で、私はお答えいたしたようなわけです。

がちよつと変だと思います。赤字補填だということを言ひ触らたくないといふような氣持と、現実になぜ繰入れをするかという問題は別で、繰入れをするのははつきり赤字を補填するといふ意味で、われ々は繰入れをしようとしておるのであります。ただ赤字額は幾らあるかというのは目下清算中で額は出でない。従つて幾ら繰入れていいかという目途をただ薪炭証券の残額に置いたというだけではつきり繰入れは赤字の補填という意味でやつております。その点農林大臣の言葉がはつきりしなかつたと思いますので訂正いたします。

業者——これは実に山元で泣いておる。これらの者に対する國の責任ある支拂いを促進することによつて、この特別会計への一般会計からの繰入れを、清算事務がもう少しはつきりするまで待つことができないはずはないと思ふのです。そういう意味でこの法案をまず一応撤回して、そのようにはつきりとしてもらいたいと思うのですが、その点に対する大藏政務次官の意見を伺いたいと思います。

**○水田政府委員** われくの気持も同感であります。わたくし赤字を出した乱脈な経理に対し非常にわれく腹を立て、何とか早くこの問題を処理しなければいかぬ。究明すべきものがあつたら究明して、責任者を出しきものがあつたらはつきり出さねかといふことで、むしろわれくがこの清算については最も強硬な仲間であつたのです。これはどんく究明してみたのですが、なかくひまがかかるとすぐにこの解決がつかない。しかも未拂金に困つておる人はたくさんあつて、これは國家が債務を持つることでして、これを返さないわけに行かない。何とか早く解決したい。しかし解决するには、一応赤字がはつきり出て来たら、そのときは国会に御審議を願つて、これだけの赤字があつたのだから、もうこれだけ繰入れたら全部赤字は解消するとはつきりきまりをつけて、それまでに責任の問題もはつきりして国会に臨みたいといふ気持でありましたが、先ほどお話をしましたように、清算の結果赤字が幾ら出るかわからない。当局の考へでは五十四億七千万円出ても、ほんとうに清算したらもう一、二億赤字が出るのじやない

かと思ひますので、とりあえず今度の措置をやつておけば、未拂いになつておる製炭者に対する拂うことができる。それで来たところに、当初の政府が提出されたおつしたこととちよつとかわつたようだ。そしておいてあとでまた清算のときに繰入れることになりますか、繰入れるというより余つてまた一般会計へもどすことになりますか、というのと、もどすことはありますか、というのと、いつまでは問題をはつきりして国会の御審議を願いたいという考え方であります。いずれにしても年内の現金收支のやりくりをつける必要がありますので、これは責任の問題とは別に赤字の一応の目途をつけて、それだけ一般会計からの繰入れをぜひ認めていただきたい。こういふ実情に迫られまして御審議を願つておるようになります。

**○田中(織)委員** 大藏政務次官の説明せられる気持はよくわかる。しかしやはりこうじう形で持ち出すということは、一般会計からの繰入れということが、特別会計が一般会計から借りれるのは性質が違う。このことは言うまでもないことながら、そういう意味から私ももう少し具体的に伺います。

一般会計からの今度の繰入額の五十四億七千万円というものがちょうど今繰入券の発行額と金額がまったく同じなのです。そこで先般来問題になつておつたことは、製炭者の未拂いの十八億といふようなものを至急に支拂うということではなくて、むしろこの運用が中止されたのであります。清算事務その他の関係で、薪炭特別会計で一箇月で大体どのくらいの経費がおこるのか。それから清算が結了するまでの間、どの程度の支出を要するお見込みでありますか。

**○三浦政府委員** 特別会計を開鎖して整理をして行く、それに対する人件事務費の関係であります。整理が済んだ木炭事務所ではないようだ。今年度において

その債務の支拂い財源に充てるためといた漠然たる表現で、この法案が提出されて來たところに、当初の政府が考えたおつしたこととちよつとかわつたようだ。そしておいてあとでまた清算のときに繰入れることになりますか、繰入れるというより余つてまた一般会計へもどすことになりますか、というのと、いつまでは問題をはつきりして国会の御審議を願いたいという考え方であります。いずれにしても年内の現金收支のやりくりをつける必要がありますので、これは責任の問題とは別に赤字の一応の目途をつけて、それだけ一般会計からの繰入れをぜひ認めていただきたい。こういふ実情に迫られまして御審議を願つておるようになります。

**○水田政府委員** その点は昨日もお答えいたしましたが、生産者関係の債務に対する未拂分の約二十億円をこの繰入金で即刻支拂つて、残りの約三十何億は薪炭債券の償還に充てるということになると、この計画であります。

**○田中(織)委員** さしあたり製炭者に対する未拂分の約二十億をこの繰入金で、そのあとを薪炭債券の償還に充てるといふ計画であります。

**○水田政府委員** その点は昨日もお答えいたしましたが、大蔵省としては十分審議して、これを出すべきであるといふ点が十分検討されずに、こうした結論に到達したのかどうか。あるいはその点が十分検討されずに、こうした法案が出ているのかどうか、この点を伺いたい。

が、これは先ほど話したような理由によつて、赤字の原因に刑事事件があるにしろ不正事件があるにしろ、結局は政府の責任において処理しなければいけないことがありますので、今回繰入れをするよりしかたがない。こういうことの結果提出したのであります。○深澤委員 大蔵省の方針として、今後は運営上においてもはつきりしておかなければならぬ問題であります。これが林野庁長官からお答えを願いたいと思いますが、問題になれば、一応説明はつかぬことはないうことで十二月末までとしたのであります。もとより二十五年になりますが、そのときは定員は幾ら、七月一日は幾ら、八月一日は幾らといふようにして、十二月末をもつて八十名、現在おります千六百九十四名を八十名にして、その八十名の中から、今後の薪炭の行政のためにする人を一部置くという段取りに考えております。

**○田中(織)委員** 今林野庁長官のお答えになりました一億というは一箇月ですか。

**○三浦政府委員** ちょっとお待ちください。計算してみますから……。

**○深澤委員** 江戸川区に木炭事務次官にお伺いいたします。先ほど森農林大臣が赤字補填でないと言われたことを、赤字補填であるといふ、あるいは申されました、はなはだ明確になつた。ところがいよいよこの法案が出て来る過程におきまして、そういうことではあります。この法律案を提起されたのが今申されなかったら、その点が今申さなければならぬ問題であります。ところが今申されるとことによりますと、その赤字の原因が刑事事件があろうといかる不正が伏在しようとも、とにかく当面處理しなければならないから政府の責任でこれをやるのだ。そういうことになり

ますと、まことに大蔵省の予算運営に對して、國民は信頼できないのであります。そういう根本方針をすべて会計面において考へられておるのかどうか。この点をひとつ伺いたい。

○水田政府委員 もう実は、この特別

会計にはこり／＼いたしましたので、他の特別会計にこういうことがあつてはいかぬということで、ことに世上いろいろの公團の運営についてもたくさん言われておることがありますので、この際こういうしつかりしない経営とか、経営内の不正ということを絶滅したいということで、公團全特別会計に對しまして、大蔵省はこのごろいろいろな闇興をいたしまして、こういうことが再びないようにということには、相当万全の処置をとつておるつもりであります。

○深澤委員 今の中の言葉で一応了解するのであります。先ほどのように赤字を埋めるのに政府が責任をもつて汲々として、根本を忘れるということに対しましては、われ／＼は國民の代表として承知できないのであります。まず政府が責任を負うのは國民に対して負うのであって、赤字に対して負うのではないとわれ／＼は考えます。従つてあくまで國民の利益を守り、國民の利益に奉仕するという立場において、今後の運営をやらたい。すなわちそういう観點から言いますならば、本特別会計の問題のときは、まったくこれを赤字補填として一般会計から繰入されることは、不適当であるといふふうにわれ／＼は考えますので、この法案の取扱いに対しましては、大蔵省としてもこれは特別ということでありますからいいのであります。

るいは公團等の赤字に對して、ほかに公團關係の問題もあるのであります。が、ひとつ嚴重な調査と監査をやつてもらいたいとわれ／＼は考えるのであります。すべての公團がまつたく不正腐敗の巣になつておるということを、われ／＼はここに警告しなければならないのであります。

○松尾委員 私はこの問題についてはいろいろ／＼政治的に論議があると思うのですけれども、立場をかえまして消費者の一人としてお尋ねしたいのです。婦人と薪炭といいますれば、非常に關係が深いのでありますけれども、この委員会に出で質問に対するお答えを聞いておりますと、どうも官僚統制の弊害が、こういうところに出ておるのであります。私は率直に聞きたいのですけれども、こういう事件が起きたときに、行政担当事務当局には何ら責任はないのでしょうか。こんな厖大な赤字が出ても、だれも責任者が出て来ないといふことでは、婦人の私どもには非常におかしく思える。少くとも女といふのは、割合に經濟に縁がないよう思われておりますけれども、この面をお話したら非常に怒るのではないかと思ふ。なぜならば、血税によつてこれを埋めて行くのですから……。ともかく水田政務次官のおつしやつたように、特別会計も確かにたくさん各部門にも山のように出で来たといつたら、國民代表の国会が責任を問うて、その政府をやめさせなければいけないといふような性質のものであります。大きい問題はそんなりましに出て来たといつたら、國民代表の国会が責任を問うて、その政府をやめさせなければいけないといふふうに思われますけれども、それをそうさせなかつた監督の責任というものはまたその上にあるといふことで、責任は非常にむづかしい問題ですが、必ずこれは皆さん納得の行いとなる責任をあとではつきりしたいと思います。

○松尾委員 政府のどの部門が責任を負ふに私たちは考へられるのであります。ですから國民、特に薪炭に縁の深い台所をやつておる婦人層に納得の行いをいたさないといふふうに思われるのですが、この点の見通しはどうですか。

○水田政府委員 これは最初から私がしたので現政府は説明をして、その上でこれを繰入れることがほんとうではないかと思うのです。政治的にも、また事務担当当局の面からも、政府の責任を明らかにすることが、私は第一に必要だと思つのですけれども、いかがですか。

○水田政府委員 これは女のあなただけがおかしく感することではありませんで、こういう問題が起つて實際だけが責任をとるか、責任のとり手もないなどということは、實に國民に対して申訴ないことでございまして、われわれとしましては、ほんとうの責任といふものはやはり國民に対してはつきりとしたいと考えております。こういう問題の責任は終局においてだれが持つかと言いまして、これはやはり政府が持つべきであつて、こううだらしないことがたくさん各部門にも山のようになります。善良な管理者として管理する責任を怠つておれば、その部門の責任といふものははつきりいたしますし、それをそうさせなかつた監督の責任といふものはまたその上にあるといふことで、責任は非常にむづかしい問題ですが、必ずこれは皆さん納得の行いとなる責任をあとではつきりしたいと思います。

○松尾委員 その点で政府はうまく行かないで統制をやり出した。そして官僚統制を行つたからこういうふうになつたのであって、政府はこれをはずからには、実際に世間に薪炭が円満に、しかもみんなにサービスをもつてやれるよう見通しがなければ、ここでこのような政策をとるべきではないと私は思うのですけれども、その見通しを具体的に御説明をしていただきたいのです。

○三浦政府委員 松尾委員のお話ごもつともあります。この特別会計に觸れたときだけは罰せられるけれども、実情は法律に触れる以上に、國ります。

がこの二月、どうも妙なことがあるのじやなかろうかということを考え、爾来この解剖に努めまして、いわゆる帳簿面にはあるけれども実際はかなりの部分がない、こういうようなことの結果、勘定は足りておつても、実際はそれが、ことに二十三年度に入りましたが、ことに二十一年度に入りましたが、ことに二十三年度に入りましたが、これらは非常に悪いものは悪いよろんな値段に改められまして、これをどうするかということにいろいろ考へをめぐらしましたが、ことに二十一年度に入りましたが、これらは非常に悪いものは悪いよろんな値段に改められまして、これをどうするかといふことは、生産の状況といふものは、突然的にいろいろ考へをめぐらしましたが、ことに二十一年度に入りましたが、これが、ことに二十一年度に入りましたが、これらは非常に悪いものは悪いよろんな値段に改められまして、これをどうするかといふことは、生産の状況といふものは、突然的にいろいろ考へをめぐらしましたが、これが、ことに二十一年度に入りましたが、これが、ことに二十一年度に入りましたが、これが、ことに二十一年度に入りましたが、これが、とにかく、二十一年度は二十年より、二十一年度はその前の年より、二十一年度はさらにもう一度、統計の数字から言つても生産が上つて参りました。またかまの数あるいはそれに從事する労務者の方々も、人口の増加とともに、あるいは世の中の落ちつきとともにふえまして、その生産高はいわゆる五十九年ベースの平均にまで達しましたのでござります。その結果そういう生産の回復を根拠といたしまして、こうしてこの統制方式を改變して、こそこそ、曲折は経ましたが、七月末をもつて特別会計の買入れというものは閉鎖した。そしてその後の経過はどうであるかという問題であります。が、いわゆる戦時規格のようなくらいにいたしまして、炭といえば黒炭、白炭——はなはだしいときはただ炭になりましたが、白炭、黒炭であることによつての差が大体価格の差でありましたけれども、その後使つて使いこなされたが、いわゆる炭にしなければいけませんので、今日原料である山の事情も御心配をいただいておりますように、治山治水で非常に問題である。しかば同じ材料を使つて、しかも使ひごたえのある炭にしなければならないということ

からいたしまして、九月に規格を改正いたしまして、よいものはよいよう悪いものは悪いよろんな値段に改めることと相ましまして、生産者は非常なことでもなお十億くらいの金が今日はよい炭をつくって、元のやれどもほとんどの入荷が非常に消えまして、しかもその入荷の問題でございますが、入荷もほぼ順調でございます。十一月は毎年の例によりましても入荷の少いときでございますが、私どもいたしましては、いわゆる四俵配給計画の実施というものはできる、かのように考えております。

○川野委員長 社会党の持ち時間が、かねて理事会で協定いたしましたものより相当超過しておりますので、簡単に願います。田中織之進君。

○田中(織)委員 先ほどの三浦さんのあれは月額一億だと思うのですが、いかがですか。

○三浦政府委員 一億と概算しましたのは、実は一方で組んでおります補正の方の関係で錯覚を起しました。今年度をおきましては人件、事務費、旅費等だけであれば月三千五百万円でござります。

○田中(織)委員 これにこまかい数字が出ておるのであります。そういう関係からもしわゆる事務、人件費といふことになりますと、八月一日より十一月三十一日まで七千九十一万円といふことになりますと、その他現に閉鎖いたしまして、今おきましては、その手柄商品の処分にあつて保管料、運搬費、手数料、こういうものを入れますと、大体清算が完了するまでも、一箇月平均いたしまして一億くら

いかかる。今後十箇月、来年三月までで約十箇月になるわけですが、そういう関係からでもなお十億くらいの金がほぼ完了するまでの間にかかる。こう見込みをわれくは立てておるのも、やはり申しまして、約十億といふものもともすると炭という名ばかりといふのが、非常に消えます。そこで毎年の例によりましても入荷の少いときでございますが、私どもいたしましては、いわゆる四俵配給計画の実施というものはできる、かのように考えております。

○川野委員長 社会党の持ち時間が、かねて理事会で協定いたしましたものより相当超過しておりますので、簡単に願います。田中織之進君。

○田中(織)委員 先ほどの三浦さんのあれは月額一億だと思うのですが、いかがですか。

○三浦政府委員 この五十四億七千万円がここに御協賛を経て出るということがありますれば、先ほど申し上げましたようにお考えなのですか、どうですか。

○三浦政府委員 これにこまかい数字が出ておるのであります。そういう関係からもしわゆる事務、人件費といふことになりますと、その関係から見ましてもさらに十億といふ赤字が出てゐるわけなんですが、それは清算する過程において何十億といふ金が、かりに刑事罰の責任が訴追されても、そういう金がもどつて来るということはおそらくあるまいと思う。そういうことになりますと、結局赤いべを積むものは出るといったとしても、残る赤字は国民が背負わなければならぬということに相なるわけなんです。この点は林野庁長官と大蔵政務次官からお答えを願いたいと思うのであります。ざつとばらんに申しまして、約十億といふものも清算した上でさらに追加して、赤字補填をしなければならぬというような結果になると思います。その点は重ねてまた通常国会にでも赤字補填十億を出すお考えなのですか、どうですか。

○三浦政府委員 この五十四億七千万円がここに御協賛を経て出るということがありますれば、先ほど申し上げましたようにお考えなのですか、どうですか。

○三浦政府委員 それを薪炭証券の償却に充てるといったとしても、薪炭証券の未償却分は約二十億、それに今申します手持薪炭の値下りが十億、会計が結了するまでの経費十億、両方で二十億計四十億が残るわけです。それに対しまして手持の薪炭の償却換金によるところの収入が切りとれて十億、それからいわゆる卸売業者に対する未回収代金の徴収、これが完全にできるといつましても二十億。そうしますと、その関係から見ましてもさらに十億といふ赤字が出てゐるわけなんですが、それは清算する過程において何十億といふ金が、かりに刑事罰の責任が訴追されても、そういう金がもどつて来るということはおそらくあるまいと思う。そういうことになりますと、結局赤いべを積むものは出るといったとしても、この調子で参ります

総計でございます。

○川野委員長 田中君、相當時間が超過いたしましたから簡単に願います。

○田中(織)委員 これはきわめて本案に重要な問題でございますので、明らかにしておきたいと思うのであります。

が、提案の説明にも政府はことさらによくしておきます。

二十三年以前の赤字が三十四億七千万円ある、こういうように断つて、われわれが從来から申しておりますように、この会計がどうも第二次吉田内閣成立以後赤字が急激に増加しておると

いうことに對して、早くも挑戦的なことを提案の理由の中にまでことさらに

入れて來ておるのであります。しかし

ただいま林野庁長官の説明にもありますように、二十三年度末すなわち本

年の三月末で二十五億九千万円であつたものが、二十八億八千万円という残額を、一度に薪炭債券を発行しておる

のであります。われくの聞くところによりますと、政府はもろん七月三十一日をもつて薪炭会計の運営を停止

と、五月の二十日に薪炭債券の残りの二十八億八千万円を発行いたしましたが、実際は四月一日以後は薪炭の買入は行つていよいよ聞いておるのあります。従つてこの二十八億八千万円の薪炭債券の発行によりまして、政府が獲得いたしました資金は、大きな費目でどういう方面に出されておるか、ということを、この際御説明願いたいと思います。

○三浦政府委員 本年二月から買入れの数量をなるべく小さくしようとしたことは確かであります。しかしながらこの当時の薪炭需給規則といふ中に、政府に売り渡さなければならぬと

いうことになつております関係からいたしまして、経理のわくの許す限りに

おいてこれを買わなければならないの

で、そのような事情からいたしまして、三月はもちろん、四、五、六、七月まではこれの購入を続けておりま

す。その合計は木炭で四月で二十五万

トン、五月で十一万トン、六月が十七

万トン、七月が十九万トン、こういう

ような買入を事実としておつたわけ

であります。まきについては、特殊な事情以外のものは極力防ぎましたが、

それでもなおかつ四月には百十万層積石、五月七十五万層積石、六月十一万

五千、最後の七月には五十四万と

大きな数字、これについてははずいぶん防ぎつつあつたのであります。当時

都市においては逆にまきがないといふ

事情からいたしまして、買わざるを得なかつたわけであります。すでに買つた

ものが五十五億九千万円といふことに

なつております。

○田中(織)委員 そういたしますする

と、五月の二十日に薪炭債券の残りの二十八億八千万円を発行いたしましたが、國庫資金によりまして今御説明された四月以後買上げました買上げ代金の支拂いに充てられたわけございまますか。そういたしますると、先ほども深澤委員から非常に追究した点であります。従つてこの二十八億

八千万円の薪炭債券の発行によりまし

て、政府が獲得いたしました資金は、大きな費目でどういう方面に出されておるか、ということを、この際御説明願いたいと思います。

○三浦政府委員 二十四年度になつてからこの早期つきがま費、特別小出料

といふものはございません。ただ他の委員会で言つてはいるように、四月二十日間の売りさばきを急ぎました結果、横持ち料というものを出しておるだけであります。

○田中(織)委員 これはすぐには間に合わないだらうと思うのであります。が、本委員会に対しまして、本年の一月から以後の毎月の薪炭特別会計の支出の状況に関する月別のものを、ひとつ出していたときたいと思うのです。

○水田政府委員 先ほども申し上げましたように、これはどの機関がやつた

が、本委員会に資料として御提出を願いたい。なお大蔵政務次官な

どから特別会計の帳簿から拾いましてお出ししていただきたいと思いま

すから、特別会計の帳簿から拾いましてお出ししていただきたいと思いま

すから、あとになつてもけつことで

すから、ひとつ委員会に資料として御提出を願いたい。なお大蔵政務次官な

どから特別会計なりどちらでもお答え願いたいのですが、薪炭債券の未発行額が三千万円ございますが、これは発行する御意思はないのです。

○水田政府委員 発行する意志はございません。

○田中(織)委員 以上伺いました点か

ら総合いたしまして、今回の薪炭特別会計に対する一般会計からの繰入れは、われくはきわめて明瞭を欠くもの

だと思ふので、繰返すわけであります

が、政府といつましても本案を一

般会計に対する一括会計からの繰入れ

は、われくはきわめて明瞭を欠くもの

だと思ふので、繰返すわけであります

が、政府といつましても本案を一

般会計に対する一括会計からの繰入れ

が、國民に対して非常な負担をかけてここで結末をすることあります。すでに今年は比較的豊富だということをもわせております。現在特別会計が事実上閉鎖されであります。従つて薪炭が統制をはずしておられます。放送するような樂觀したこと

を考えておりません。従つて官僚統制を廃止するということは、われくも

これは双手をあげて賛成している。われわれは戰争中のいわゆる軍人、官僚を中心としてこしらえて来たところの

特別会計が、こういう結末になるだろうということはおよそわかる。しかし

これが双手中で賛成している。われわれは戰争中のいわゆる軍人、官僚を中心としてこしらえて来たところの

特別会計が、こういう結末になるだろう

ことの統制が廃止され、たとい一時的な混乱だとはいえ、今年の冬の薪炭の需給状況における混乱状態といふものは、これは早急に切りをつけたい、

こう思つておりますので、一部切り離せばならない。国民に拂うべき金を拂わずにいるというわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければならぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

こう思つておりますので、一部切り離せばならない。国民に拂うべき金を拂わずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければならぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

といふ措置にとどめまして、薪炭債券

としてそのまま清算が結了

するまで延ばすという意味において、

お答えを願いたいと思います。

○水田政府委員 先ほども申し上げま

したように、これはどの機関がやつた

ことですか

にしても結局政府がやつたことであ

り、ほかの人がやつたのだから拂わな

ればならぬ。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

こう思つておりますので、一部切り離

せばならない。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

といふ措置にとどめまして、薪炭債券

としてそのまま清算が結了

するまで延ばすという意味において、

お答えを願いたいと思います。

○水田政府委員 先ほども申し上げま

したように、これはどの機関がやつた

ことですか

にしても結局政府がやつたことであ

り、ほかの人がやつたのだから拂わな

ればならぬ。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

こう思つておりますので、一部切り離

せばならない。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

といふ措置にとどめまして、薪炭債券

としてそのまま清算が結了

するまで延ばすという意味において、

お答えを願いたいと思います。

○水田政府委員 先ほども申し上げま

したように、これはどの機関がやつた

ことですか

にしても結局政府がやつたことであ

り、ほかの人がやつたのだから拂わな

ればならぬ。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

こう思つておりますので、一部切り離

せばならない。国民に拂うべき金を拂わ

ずにいるといふわけには参りませんの

で、しょせん跡始末をしなければなら

ぬとしたら、どうしても早いほどいい

ので、これは早急に切りをつけたい、

一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、農林委員会及び予算委員会におきましても十分に質疑が行われ、また当大蔵委員会におきましても委細を盡して質疑が行われております。この法案に関しまする質疑はこれをもつて打ち切られんことを望みます。

○川野委員長 速記を始めてください。

○川野委員長 ちよつと速記をやめて北澤君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員長 速記を始めてください。

○川野委員長 ちよつと速記をやめて北澤君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○川野委員長 それでは質疑打切りに對して反対があるようございますので、採決をいたします。

○川野委員長 北澤君の動議に反対の諸君の起立を願います。

〔反対者起立〕

○川野委員長 起立少數。よつて薪炭需給調節特別会計における債務の支拂はございませんのでござります。それで採決をいたしました。

○川野委員長 次は国民金融公庫法の一部改正する法律案につきましても、これをお續行いたします。

○北澤委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきましても、これが十分行われたと思ひますので、これをもつて質疑を打ち切られんことを望みます。

○川野委員長 北澤君の動議に御異議ありませんか。

○川野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○北澤委員 御異議がないようですが、改正する法律案の趣旨は、要しますに出资額を増額するというのであります。これは一般庶民の金融に非常に貢献するところがあると思ひます。私は民主自由党いたしまして賛成の意を表します。

○川野委員長 田中織之進君。  
○田中(織)委員 私は社会党を代表いたしまして、本案に賛成の意見を表明するものでございますが、それにつきましては最近における政府のデフレ政策のために、庶民階級の金融難がますます激化する一方であります。さらには年の暮れを迎えるとして、そうちした傾向がまさに助長されるような傾向にあるのは非常に遺憾でありまして、その財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案については、質疑を終了とすることにいたします。

○川野委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は社会党を代表いたしまして、本案に賛成の意見を表明するものでございますが、それにつきましては最近における政府のデフレ

政策のために、庶民階級の金融難がますます激化する一方であります。さらには年の暮れを迎えるとして、そうちした傾向がまさに助長されるような傾向にあるのは非常に遺憾でありまして、その財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案については、質疑を終了とすることにいたします。

○川野委員長 河田賢治君。

○河田委員 私は共産党を代表しまして、本案に賛成の意を表明するものであります。

○川野委員長 河田賢治君。

○内藤(友)委員 私は新政治協議会を代表いたしまして、この案に賛成いた

ります。いつも私どもは議しながらも、常に不満にたえないのは、農村金融の問題であります。復興金融金庫の増資のたびごとに、私どもは強い希望をいたしておつたのですが、それが満たされません。今度また国民金融公庫の資本の増加の問題が出て参つたのであります。もちろんこれは賛成であります。

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 起立総員。よつて本案に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

○川野委員長 「総員起立」

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川島委員 議事進行について、委員長に御一任を願います。

○川野委員長 次は旧軍関係債権の処理に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。午前中御要求になりました会計検査院検査第四局長小峰保榮君も御出席になつております。

○川島委員 議事進行について、委員長によつとお伺いいたしたい。本委員会の運営について委員長の所見をただしたいと思う。先ほど質疑の打切りの動議に対しまして、委員長はこれをただちに採択の諸否を委員会にはかられたようあります。元来委員会の運営といふものは全員を代表した理事が選出されており、委員長を中心として各党各派の間ににおいて、できるだけ審議の円滑を期すということがきわめて重要な仕事とされて、理事会も何回かも先ほどの動議については、各党の

この金融公庫を通じて貸し出されると実行していただきたいということを強く希望條件として付しまして、本案に賛成するものであります。まして、本案に賛成するものであります。しかしここで出資金の問題につきましては、いる／＼わくがありまして、たとえば五万円の限界とか、あるいはまた貸付のいろいろの不公平の状態もあるようですが、当局におきましては、たとえば五万円の限界とか、あるべき条件が合えばこれを優先的に採用するということを政府は特に考慮して、この法案の実施に当られる特に希望として申し添える次第であります。

○川野委員長 宮腰善助君。

○宮腰委員 民主野党派を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。しかしここで出資金の問題につきましては、いる／＼わくがありまして、たとえば五万円の限界とか、あるべき条件が合えばこれを優先的に採用するということを政府は特に考慮して、この法案の実施に当られる特に希望として申し添える次第であります。

○川野委員長 宮腰善助君。

○内藤(友)委員 私は新政治協議会を代表いたしまして、この案に賛成いたります。いつも私どもは議しながらも、常に不満にたえないのは、農村金融の問題であります。復興金融金庫の増資のたびごとに、私どもは強い希望をいたしておつたのですが、それが満たされません。今度また国民金融公庫の資本の増加の問題が出て参つたのであります。もちろんこれは賛成であります。

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 起立総員。よつて本案に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

○川野委員長 「総員起立」

○川野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川島委員 議事進行について、委員長に御一任を願います。

○川野委員長 次は旧軍関係債権の処理に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。午前中御要求になりました会計検査院検査第四局長小峰保榮君も御出席になつております。

○川島委員 議事進行について、委員長によつとお伺いいたしたい。本委員会の運営について委員長の所見をただしたいと思う。先ほど質疑の打切りの動議に対しまして、委員長はこれをただちに採択の諸否を委員会にはかられたようあります。元来委員会の運営といふものは全員を代表した理事が選出されており、委員長を中心として各党各派の間ににおいて、できるだけ審議の円滑を期すということがきわめて重要な仕事とされて、理事会も何回かも先ほどの動議については、各党の

理事は、既に賛成であります。私も微力ながら社会党の理事であります。與党的最も先輩であり、委員会の運営については多年の経験を持つておられます川野委員長、及び理事としておられます澤理事、内藤理事、前尾理事、それから共産党的理事の林君が外出でござりますので、実はここにお見えの河田委員長であります。私は、この問題についても、常に理事の諸君と緊密な連絡をとつて委員会の運営をはかりたいといううえのものと、実は理事の諸君にも御相談申し上げて運営をやつているような次第であります。本日も実は午後北澤理事、内藤理事、前尾理事、それから共産党的理事の林君が外出でござりますので、実はここにお見えの河田委員長

る結果を話し合いましたのであります。その結果の運営の仕方とはまったく雲泥の違いのある、まるで野党のわれくを何かへんにでもかけたような感じのするやうな委員会と、いうものは、他の委員会に比較してきわめて円満に遂行されていることは、川野さんもよく御存じなんだ。その委員会においてこのよくなことが今後も続くようになりますれば、われくも考えを直さなければならぬと思う。そこで委員長にお伺いするのですが、島村理事から話合いがあり、私はそれに對していろいろの話を申し上げた。それでお互に腹の中で、とにかくこの本日の問題については、あすにでも事情によつては延ばさうぢやないかといふ話合いがまとまつた。これはさだめし委員長の意を受けたことであるうと私は理解して、紳士的に話を申し上げ、紳士的にその事柄を信じて來たのであります。そういうことでなかつたとすれば、一休これからはどううことにして話合いを進めていいのか、わからなくなつて来る。そういうことについて、どういうお考えを持つてゐますか。

○川野委員長　お答え申上げます。実は島村長老理事に信頼いたしまして議事運営の御援助を願つてゐるわけですが、御承知のように島村理事は今予算委員をも兼ねておられまして、非常な多忙な身であられますので、実は本日は初めから御出席の北沢委員の御援助を願つて議事の進行をやつておつた、こういうことで委員長と北沢理事

との間の話し合いで、実はやつておつたわけですが、先ほど私から答えたよろしく、島村委員と委員長の間の意思の疎通を欠いた結果、社会党の方は御迷惑をかけた、こういうことに相なりまして、遺憾の点はあつたかと存じますが、ただいま申しましたような事情でござります。——ちょっと速記をとめてください。

〔速諸中止〕

○川野委員長 それでは旧軍関係債権の処理に関する法律案を議題とし、質疑に入つたわけであります、御質問があればこの際お願ひしたいと思ひます。

○中崎委員 議事進行に関して……。実は今のような問題もまだ未解決のままになつておるわけであります。さらにもうあちらからもこちらからも、きょうはこの程度にせいというような意見もありますので、一応休憩して理事会を開いた上で、これらの問題を協議した後ににおいて議事の進行をはかつていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後四時十二分休憩

◆◆◆

○島村委員長 再開いたします。島村一郎君。

○川野委員長 再開いたします。島村

午後四時三十二分開議

か、不幸にして予算委員と兼ねておりますので、あつちに行つたり、こつちに行つたりしまして、その間北沢君が代行してくれたんだというようなことがありますから、どうぞこの点は各党において御了承を願いたいと思います。

○川野委員長 なお委員長からもお願い申し上げますが、ただいま島村委員からも説明がございましたが、実はまつたくの手違いでございますので、川島委員におかれましても、あしからず御了承くださるようにお願い申し上げます。なお今後とも委員長をお助けいたしまして、本委員会には第六国会におきまして、多数のまだ議案が残つておりますので、どうぞひとつ議事の進行をはかるよう、御援助たまわらんことを切にお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

〔参考照〕

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年十二月二十一日印刷

昭和二十四年十一月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所